

令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備費補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 市長は、清潔な地域環境を確保するため、ごみ及び資源物集積所（以下「集積所」という。）の施設を整備する者に対し、当該施設整備に要する経費について、予算の範囲内において令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備費補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成 12 年結城市規則第 42 号）に規定するもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象となる集積所の施設整備（改修を含む。）は、法令等を遵守し、関係地域住民等の合意及び市長の承認を得て整備されるものであり、かつ、収集作業の効率化及び地域の環境美化に資するもので、次の各号のいずれかに該当する構造を有するものとする。

- (1) 周囲をコンクリート、ブロック、金網、板等で囲み、かつ、屋根等を設けた施設
- (2) 前号の構造を有する市販の固定式ごみ収集容器
- (3) その他市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、販売を目的として造成された住宅団地等の施設の一部に整備された施設は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、集積所の施設整備に要した経費の 2 分の 1 に相当する額とし、5 万円を限度とする。ただし、次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 関係地域住民等が共同作業で施設を整備した場合の材料費以外の経費
- (2) 土地の取得又は賃借に要する費用

2 前項の場合において、当該経費の 2 分の 1 に相当する額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、施設整備着手前に令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 施設の平面図及び構造図の写し
- (3) 施設整備見積書の写し
- (4) 固定資産評価証明書等の土地所有者及び地目又は種類が確認できる書類の写し
- (5) 当該土地に集積所を設置することについて、土地所有者が承諾していることを確認できる書類の写し
- (6) 整備する場所又は施設の現況写真
- (7) 債権者登録申請書及び振込口座情報が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書の内容を審査し、補助事業に該当すると認めたときは、補

助金の交付を決定し、令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定を受けた後でなければ施設整備に着手してはならない。

（補助事業の変更等）

第 6 条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備事業変更等承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助対象経費の 20 % 以内の減額変更については、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告しその指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第 1 項の規定による補助事業の変更を承認したときは、令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備事業変更等承認通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通知するものとする。

（概算払）

第 7 条 市長は、事業の円滑な遂行上必要と認めたときは、第 5 条の規定による交付決定額の 90 パーセント以内の額を限度として、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備費補助金概算払請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備費補助金実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費の内訳が確認できる書類及び補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し
- （2）整備した集積所の写真
- （3）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、前条の概算払を受けたときは、令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備費補助金概算払精算書（様式第 7 号）を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、令和 7 年度結城市ごみ及び資源物集積所施設整備費補助金額確定通知書（様式第 8 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第 10 条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- （1）この要項の規定に違反したとき。

(2) 不正な手段により交付を受けたとき。

(維持管理)

第 1 1 条 補助金の交付を受けて整備した集積所の利用者は、定期的に清掃を実施し、常に良好な管理に努めなければならない。

(庶務)

第 1 2 条 この要項に定める手続等については、経済環境部生活環境課において処理する。

(補則)

第 1 3 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。